

平成 28 年 8 月 1 日  
照会先  
厚生労働省大臣官房厚生科学課  
健康危機管理・災害対策室  
(担当・内線) 室長 日野 力 (3814)  
災害対策調整係長 堀田 朋寛 (2830)  
(電話・代表) 03 (5253) 1111  
(電話・直通) 03 (3595) 2172

### 熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害 状況及び対応について

8 月 1 日 08 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙  
のとおりですのでお知らせします。

## 熊本県熊本地方を震源とする地震について(第42報)

### 1 厚生労働省における対応 (8/1 08:00 現在)

- 04/14 21:26 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 22:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 22:45 厚生労働省災害対策本部第1回会合開催
- 04/15 07:30 厚生労働省災害対策本部第2回会合開催
- 11:50 熊本労働局内に、6名体制の「厚生労働省現地対策本部」を設置。
- 04/16 11:00 厚生労働省災害対策本部第3回会合開催
- 04/17 16:00 厚生労働省災害対策本部第4回会合開催
- 04/24 11:30 厚生労働省災害対策本部第5回会合開催
- 05/01 塩崎厚生労働大臣が被災地(熊本県熊本市ほか)視察。
- 05/09 18:40 厚生労働省災害対策本部第6回会合開催
- 05/14 塩崎厚生労働大臣が被災地(熊本県熊本市ほか)視察。
- 05/22 塩崎厚生労働大臣が被災地(熊本県熊本市ほか)視察。

※ 厚生労働省現地対策本部に職員4人を派遣(8/1 08:00)

### 2 施設の被害状況

#### (1) 医療施設 7/29時点)

病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：11病院

#### (2) 社会福祉施設等

- 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制
  - ・ 4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
  - ・ 4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
  - ・ 4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始  
※7月29日までの間に、約60施設に対し、約6,100日の福祉人材を派遣

- 高齢者施設の状況

- ・ 熊本県全域の 1,234 施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は 14 施設 24 名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は 354 施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。
- 障害児・者入所施設の状況
  - ・ 熊本県全域の 78 施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2 施設の一部の建物が損壊。
- 児童福祉施設等の状況
  - ・ 児童入所施設
    - 熊本県全域の 30 施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は 17 施設。
    - （注）児童福祉施設等の全体は別紙参照。
  - ・ 保育所等（8/1 現在）
    - 熊本県全域の保育所等の開園状況について、厚労省が市及び施設に確認。
    - 保育所 563 施設のうち開園が 562 施設（開園率 99.8%）
    - 認定こども園 88 施設のうち開園が 88 施設（開園率 100.0%）
    - 地域型保育事業 71 施設のうち開園が 70 施設（開園率 98.6%）
- 熊本労災特別介護施設
  - ・ 熊本県内に 1 施設（宇土市）
  - ・ 建物構造に問題なし。応急措置が必要な箇所から修繕実施。
  - ・ 入居者（87 名）に怪我人等は無し。
  - ・ 市水道局からの給水は全日通水（24 日以降）。
  - ・ 食糧及び介護用品について、通常の調達が可能となった。（26 日以降）
- その他
  - ・ 救護施設は、熊本県全域の 7 施設について、厚労省が県等に電話により確認したところ、全施設について人的被害はなく、また、軽微な損害（2 施設）以外の物的被害なし。
- 事業者団体等の通知
  - ・ 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。（4/14～17）
- (3) 公共職業能力開発施設等(5/9 11:00 現在)
  - 熊本県内の公共職業能力開発施設等は以下の 5 施設があり、その状況は以下のとおり。
  - 熊本職業能力開発促進センター（合志市）
    - 電気設備実習場の全ガラスが落下。階段崩落の危険性あり。木工実習場は基礎部分が一部破損。立ち入りを制限。国道 387 号側の法面（駐車場の一部）が崩落の恐れあり。緊急修繕は、随時実施中。離職者訓練は、使用可能な実習場及び教室を活用して 4 月 27 日から、一部コースを除いて再開（5 月 9 日から全てのコースで再開）。在職者訓練は、5 月 8 日から再開。

- 熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター（荒尾市）  
建物は目立った被害なし。離職者訓練は実施。
- 熊本高等技術訓練校（熊本市）  
体育館の天井の一部破損（梁 10 本程度）、ガラス破損、外壁にひび。当面は使用中止の予定。修繕は今後、見積もりを取って検討。学卒者訓練は 5 月 9 日から再開。休講分は補講を実施する予定。
- 熊本県立技術短期大学校（菊陽町）  
体育館の照明落下、天井コンクリート剥離、本部棟の全ガラス破損、実習棟 1 階壁に亀裂。地面数か所が隆起。修繕は今後、見積もりを取って検討。学卒者訓練は 5 月 9 日から再開。休講分は補講を実施する予定。
- 熊本障害者職業センター  
建物は被害なし。  
職業準備支援及びリワーク支援事業を通常プログラムにより再開

大分県内の公共職業能力開発施設等は以下の 7 施設があるが、いずれも大きな被害はなく、通常どおり訓練等を実施。

- 大分職業能力開発促進センター（大分市）
- 大分高等技術専門校（大分市）
- 佐伯高等技術専門校（佐伯市）
- 日田高等技術専門校（日田市）
- 竹工芸・訓練支援センター（別府市）
- 大分県立工科短期大学校（中津市）
- 大分障害者職業センター（別府市）

#### (4) 地方衛生研究所

- 熊本県保健環境科学研究所(地方衛生研究所) : 通常業務
- 熊本市環境総合センター(地方衛生研究所) : 通常業務
- 大分県衛生環境研究センター(地衛研) : 通常業務

#### (5) 保健所

- 熊本県内保健所(10カ所) : 5施設(阿蘇、宇城、御船、山鹿、菊池)で建物の亀裂等の被害有り。残り5施設は被害なし。
- 熊本市保健所 : 建物被害あり。階段の1つが使用不能。外壁、内壁に亀裂が入り、タイルが剥がれ落ちている箇所多数。
- 大分県内保健所 : 建物被害なし。通常業務。

#### (6) 人工透析関係(5/2 17:00 現在)

(熊本県)

- ・ 建物の損壊等によって透析再開を断念した施設を除き、6月より全施設が通常の透析医療を再開。

### 3 救護活動関連の状況

#### (1) DMAT の派遣等

DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは、県医療救護調整本部のサポートを実施。(5/2 時点)

その後、地元医療機関が再開してきていることから、医療救護活動の体制は縮小傾向にあり、県医療救護調整本部の体制は、6月2日に県健康福祉部に集約。これに併せて、ロジスティックチームの活動も終了。(6/6 時点)

#### (2) ドクターヘリ

九州全域、中四国地域及び関西広域連合に出動要請し、最大9機を熊本に配備。災害によるニーズが減少し、4月21日からは通常体制。

#### (3) 特に対応が必要となった医療機関における対応

10カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者搬送を実施。

○ 熊本県内において、患者受け入れ困難に陥っていた主な医療機関の状況  
基幹病院の診療機能は、DMAT の支援等により、徐々に改善傾向。

##### ① 熊本赤十字病院 (490 床)

震災発生直後に停電により患者受け入れ不可となり、その後も患者の殺到により、患者の受け入れ不可状態が続いていたが、ドクヘリ搬送、近隣病院への患者分散等により、状況は改善。透析患者の受け入れ開始。(4/17 1:00)

##### ② 済生会熊本病院 (400 床)

4/16 未明以降、患者の過剰状態となっていたが、済生会グループからの医師派遣やドクヘリによる患者搬送により、状況は改善。(4/17 1:00)

○ 患者の大量搬送を要する医療機関における対応

##### ① 熊本市民病院 (437 床)

倒壊の危険から、入院患者の他院への搬送が必要となったため、県内外の病院等に、救急車、ヘリ等で323人全員の患者搬送を実施済み。(4/16 14:45)

##### ② 熊本セントラル病院 (308 床)

4/16 1:30 頃スプリンクラーが作動し、建物7階(東館、西館)がほぼ水浸しの状態となり、入院患者約200人(車いす約170人、ストレッチャー約30人)の他院への搬送が必要となった。このため、自衛隊、消防の協力を得て、全ての患者について、16日中に県内外の他の医療機関に患者搬送を実施済み。(4/16 23:00)

##### ③ 東熊本病院 (52 床)

病院のライフラインが途絶したため、入院患者43人を全て転院済み。(4/16)

##### ④ 西村病院 (192 床)

病院損壊により、入院患者96人を系列施設に転院済み。(4/16 14:00)

##### ⑤ くまもと森都総合病院 (199 床)

病院損壊により、2病棟のうち1病棟使用不可。

入院患者64人が転院または退院済み。(4/16 19:00)

自力で動けない患者96人をDMATで搬送調整中。(4/17 10:30)

自力で動けない患者13人をDMATにより搬送し、さらに、患者74人の退院または転院が完了した。残りの患者9人のうち8人をDMATにより追加搬送し、残りの患者1人の搬送を実施済み。(4/20 20:00)

⑥ 精神科病院関係

病院のライフラインの途絶などのため、益城病院、希望ヶ丘病院、あおば病院、小柳病院、阿蘇やまなみ病院において、転院等が必要となった全ての入院患者について、熊本、鹿児島、福岡、佐賀、宮崎の各県と連携して転院が完了。(4/21 18:00)

○ 国立病院機構熊本医療センター及び熊本赤十字病院において、患者集中による、小児科医の疲弊が激しいことから、厚生労働省の調整により、県が日本小児科学会へ派遣要請を実施し、小児科学会から順次派遣を行っていたが、5月20日をもって終了。(5/24 12:00)

○ 被災した医療機関に水、食料等の不足状況を毎日確認し、ニーズを聞き取って、担当部局や関係団体等に着実につなげ、早期の改善を図る。交通事情の改善等により、26日までに要望のあった食品(4施設)及び飲料水(2施設)に関しては27日に解消された。(4/27 17:00)

○ 看護師に関する要望については、

- ・ 熊本市市民病院から周辺地域や阿蘇地区に看護師を派遣していたが、5月31日をもって終了。(6/6 14:00)
- ・ 複数の赤十字病院から熊本赤十字病院に看護師を派遣していたが、6月5日をもって終了。(6/6 17:00)
- ・ 複数の済生会病院から済生会熊本病院に看護師を派遣していたが、5月31日をもって終了。(6/6 17:00)
- ・ 国立病院機構2施設(熊本医療センター、熊本再春荘病院)に4月19日より同機構病院内から看護師を順次派遣していたが、5月8日をもって終了。(5/9 11:00)
- ・ 全日本病院協会、日本医療法人協会からAMATとして2病院に看護師等の派遣を行っていたが、4月28日をもって終了。

○ 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった等の理由により、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。(4/17 18:00)

(4) 被災者への医療・健康管理・こころのケア

○ 医療救護班等

- ・ 活動可能な地元医療機関の再開に伴い、医療救護活動は終了。(7/16時点)

○ 歯科医師等

- ・ 活動可能な地元医療機関の再開に伴い、歯科支援活動は終了。(7/31時点)
  - ・ 熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 保健師
- ・ 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケア等を実施中。
  - ・ 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、6月16日は21チームが活動中。
  - ・ 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが、保健所の運営支援を実施中。(4/24)
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の活動
- ・ 6月23日から熊本DPATが活動中。活動地域は、熊本市保健所圏域及び益城町、御船保健所圏域（益城町を除く）及び宇城保健所圏域、阿蘇保健所圏域（西原村を除く）、菊池保健所圏域及び西原村、の4地域。避難所巡回、個別対応など、地域ニーズに即した対応を継続中(7/13)
  - ・ 県外からのDPAT派遣については、熊本DPATに引き継いだ上で6月末に終了。
  - ・ 行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センターが熊本DPATと連携し対応。
- 不眠への対応
- ・ 専門家が作成した不眠対策のリーフレット（「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」（内山真日本大学教授他監修））を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布。
- 子どものこころのケア
- ・ 5月27日付けで、日本児童青年精神医学会が被災地への児童精神科医の派遣要請に応える旨について、熊本県・熊本市宛て事務連絡を発出した。
- エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要としたエコノミークラス症候群の患者数)

※ 平成28年6月6日(16:00現在) (4月14日～6月6日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	5	7	12
女性	13	26	39
計	18	33	51

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- ・ 4月15日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- ・ 厚生労働省ホームページの「平成28年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。

(現地での対応状況)

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4月19日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の2,000台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20日夕刻、エミナス(益城町)の500台に配布済。
- ・ さらに、エコノミー症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・ 4月22日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・ 5月3～5日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

#### ○ 栄養・食生活支援

- ・ 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始(4/26時点)。
- ・ 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士学会が開始(4/22)。
- ・ 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品(離乳食、アレルギー食等)ステーションを設置(4/21)。
- ・ 熊本県が5月12日～16日に実施した避難所における食事提供状況のアセスメントを踏まえ、避難所生活が長期化する中、栄養不足の回避、生活習慣病の予防の観点から、避難所における食事提供のためのエネルギー・栄養素の参照量と適切な栄養管理の留意事項を提示(6/6)

#### (5) 感染症対策

##### 【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

##### ① 状況

- 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者22名が発生(4/23)。重症者はなし。

##### ② 対応

- 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手(4/23)。

##### 【その他】

##### ① 状況

- 熊本県内の避難所で、ノロウイルス等の集団感染事例は報告されていない。(6/16)



## ② 対応

- 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
- 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済（4/21）。
- 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た（4/19）。
- 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供（4/20）。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を发出（4/22）
- 手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示（4/25）。

## (6) 食中毒対策

### 【城東小学校避難所における食中毒】

#### ① 状況

- 5月6日（金）に避難所（城東小学校）で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人（入院者21人）。
- 有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。（患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出）

#### ② 対応

- 5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

### 【その他これまでの対応】

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体（計14自治体）に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者（約3,300名）に対して、衛生用品（食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク）のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- 現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布（5/7～）。

## (7) アレルギー疾患関係

- ・ 6月末に、学会が設けた被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口での対応およびアレルギー対応食の提供を終了した。

(8) 薬剤師等の派遣

- 救護所の閉鎖や地域薬局への移行が順調に進んでいることから、5/29をもって全国からの薬剤師派遣を終了。
- 他県の薬剤師会の支援によるモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）についても、5/30をもって撤収。
- 熊本県薬剤師会が避難所をまわり、医薬品（OTC）の適切な保管管理・提供方法について確認・指導を行っていたが、避難所の縮小と地元医療機関が再開していることから、6月上旬をもって活動終了。

(9) その他

- 経済産業省と連携し、電力、燃料の確保の困難な医療機関に対し、電力の優先復旧及び燃料の優先的調達に向けた調整を開始。（4月16日）電源車の要望があった2医療機関で対応済み。（4/19 12:00）
- 人工呼吸器在宅療養患者(04/18 12:00 現在)  
（熊本県）人工呼吸器使用患者164名全員は支障がないことを確認済み。  
※ 熊本県、大分県、宮崎県では停電は解消済み。
- 熱中症対策（5/6 15:00 現在）
  - ・ 被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。（4月22日、厚生労働省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡発出）
  - ・ 厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちの配布を開始（5月3日～）
  - ・ 避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。

4 水道の被害状況（8/1 8:00 現在）

初期対応として、震度5弱以上を記録した自治体へは厚生労働省から直接情報の確認を実施し、全ての自治体と連絡が取れ状況を確認済み。その後の状況は、その他の地域を含め県が被害状況をまとめ厚生労働省へ報告を随時実施。

(1) 断水状況

○断水解消済み【7/28】（前回比▲2戸）。

※家屋等損壊地域（約610戸）を除いている。（下記(2)注2参照）

※ 熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

※ 被害報告のあった地域を記載

県、市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【熊本県】 宇城市 (うきし)	11,215戸	0戸	4/14~4/26	漏水のため断水（復旧済み）。

益城町 (ましきまち)	約 11,000 戸	0 戸	4/14~5/12	漏水により断水継続中。 15 日断水一部解消(戸数不明)するも 16 日地震で再度断水。復旧済み
御船町 (みふねまち)	6,590 戸	0 戸	4/14~5/23	配水管が漏水。 (家屋等損壊地域 98 戸を除き復旧済み) 飲用不可(解消済み)。
熊本市	326,873 戸	0 戸	4/21~4/30	基幹送水管が破損(復旧済み)。
西原村 (にしはらむら)	2,652 戸	0 戸	4/16~5/25	配水池・管路の損傷等により断水中。(復旧済み) 飲用不可(解消済み)
大津町、菊陽町 【大津菊陽水道企業団】	約 31,000 戸	0 戸		配水管で多数の漏水(復旧済み)。
玉名市 (たまなし)	122 戸	0 戸	4/15~4/21	原水濁度上昇により断水(復旧済み)。
菊池市	3,000 戸	0 戸	4/17~4/22	原水濁度上昇により断水(復旧済み)。 濁水による飲用不可(解消済み)。
山都町 (やまとちょう)	2,760 戸	0 戸	4/14~4/25	配水池水位低下等のため断水(復旧済み)。 濁水発生のため飲用不可(解消済み)。
甲佐町 (こうさまち)	697 戸	0 戸	4/15~4/26	配水管が数カ所漏水。 (復旧済み) 配水所運用開始。
美里町 (みさとまち)	600 戸	0 戸	4/15~4/16	原タンク破損(復旧済み)。 濁水発生のため飲用不可(解消済み)。
宇土市 (うとし)	約 9,200 戸	0 戸	4/16~4/18	管路等漏水(復旧済み)。 夜間断水解消。
小国町 (おぐにまち)	177 戸	0 戸	4/16~4/20	漏水修理(復旧済み)。 濁水のため飲用不可(解消済み) 設備の能力により、PM 11:00~AM5:00 で計画断水。
南阿蘇村 (みなみあそむら)	3,503 戸	0 戸	4/16~7/28	施設の損壊等により断水。(家屋等損壊地域約 510 戸を除き復旧済み) 大雨により別途 187 戸断水

産山村 (うぶやまむら)	200 戸	0 戸	4/16~4/20	管路から漏水 (復旧済み)。
玉東町 (ぎょくとうまち)	0 戸	0 戸		濁水発生 (解消済み)。
合志市 (こうしし)	約 3,000 戸	0 戸	4/16	漏水等による断水 (復旧済み)。 濁水発生のため飲用不可 (解消済み)。
人吉市 (ひとよしし)	約 7,000 戸	0 戸	4/16~4/18	配水池の濁水で断水発生 (復旧済み)。
阿蘇市	約 10,000 戸	0 戸	4/16~5/8	水道管破損のため断水 (復旧済み)。 一部地域で濁水により飲用不可 (復旧済み)。
南小国町 (みなみおぐにまち)	2 戸	0 戸	4/16~4/17	水道管破損 (復旧済み)。 濁水により飲用不可 (解消済み)。
高森町 (たかもりまち)	2,866 戸	0 戸	4/17~4/21	停電による全戸断水 (復旧済み)。
小計	432,457	0		
【大分県】 日田市 (ひたし)	267 戸	0 戸	4/14~4/18	停電による断水 (復旧済み)。 水道水に濁りが発生しているため飲用を控えることを広報し対応している。 飲用不可 (解消済み)。
中津市 (なかつし)	23 戸	0 戸	4/16~ 4/16 21:00	水源・配水池に濁り (解消済み)。
由布市 (ゆふし)	3,442 戸	0 戸	4/16~4/23	漏水による断水 (復旧済み)。 一部地域で色度が高いため飲用不可 (解消済み)。
別府市 (べっふし)	5,740 戸	0 戸	4/16	配水管の漏水による断水。 系統切替で断水解消。 (復旧済み)。
九重町 (ここのえまち)	791 戸	0 戸	4/16~4/26	水源からの取水が可能となったため通水を開始 (復旧済み) 飲用不可 (解消済み)。
竹田市	0 戸	0 戸		濁水発生 (解消済み)。

(たけたし)				
豊後大野市 (ぶんごおおのし)	0戸	0戸		濁水発生(解消済み)。
宇佐市 (うさし)	0戸	0戸		濁水発生による飲用不可(解消済み)
小計	10,263	0		
【宮崎県】 五ヶ瀬町 (ごかせちょう)	0戸	0戸		濁水発生のため飲用不可(解消済み)。
延岡市 (のべおかし)	30戸	0戸	4/16	(復旧済み)
高千穂町 (たかちほちょう)	2,700戸	0戸	4/16~5/4	原水濁度上昇により断水。 濁水の発生(解消済み)
美郷町 (みさとちょう)	28戸	0戸	4/16	配水管破損のため断水 (復旧済み)。
小計	2,758	0		
【福岡県】 久留米市 (くるめし)	70戸	0戸	4/16	配水管破損(1箇所) (復旧済み)。
小計	70	0		
【長崎県】 南島原市 (みなみしまばらし)	35戸	0戸	4/16	配水管破損のため断水 (復旧済み)。
雲仙市 (うんぜんし)	15戸	0戸	4/16	濁水発生に伴う配水池 清掃のための系統切り 替えによる断水。 (復旧済み)
小計	50	0		
【佐賀県】 神埼市 (かんだきし)	10戸	0戸	4/16	(復旧済み)。
小計	10	0		
【鹿児島県】 出水市	249戸	0戸	4/16	配水管亀裂により漏水。 (復旧済み)。
小計	249	0		
合計	445,857	0		

## (2) 復旧見通し（見込み）

（単位：戸数）

都道府県	市町村	復旧見込み		計	備考 （市町村からの 応援態勢）	参考 家屋等損壊 地域 <sup>注2</sup>
		短期 （1週間程度）	中長期 （1ヶ月程度）			
熊本県	御船町	0	0	0		約 100
	西原村	0	0	0		約(30→) 0
	南阿蘇村	0	0	0		約(520→) 510
計		0	0	0		約(650→) 610

（注1） 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

（注2） 家屋等損壊地域は、地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため復旧見込みの対象に含めない。

## (3) 応急給水の実施状況

- 被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施。（最大 108 台体制）

## (4) 調査職員の派遣について

派遣場所：熊本県熊本市ほか

派遣期間：平成 28 年 4 月 15 日・16 日、4 月 18 日～6 月 1 日

## (5) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、
  - ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等
  - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣  
など、総勢最大で 1,000 名体制で個別に必要な対応策を実施。

## (6) 市民への広報の充実

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行

う。

- 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内 70 事業者が修理を実施。（上記約 1,000 名体制の外数）

## 5 医薬品・医療機器等の被害状況

- 平成 28 年 6 月 7 日付けで一般財団法人化学及血清療法研究所（以下「化血研」という。）から「平成 28 年熊本地震」による影響について（第三報）」として、震災による化血研への影響がプレスリリースされた。また、化血研からの公表情報を受けて、厚生労働省としてもワクチン・血液製剤等の全体の供給の見込みについて同日付でプレスリリースを行った。現在、化血研の震災復旧プログラムに基づき、復旧作業が進められるとともに、一部製造も再開している。（7/29 16:00）  
熊本県に医薬品製造所がある残り 23 社のうち、21 社については安定供給に問題なく、2 社については、製造再開にむけ復旧作業中。（7/29 16:00）  
(※) 確認先：熊本県、日本医薬品卸売業連合会、日本製薬団体連合会、日本医療機器販売業協会、日本医療機器産業連合会、日本衛生材料工業連合会、日本赤十字社、日本産業・医療ガス協会
- 九州ブロック血液センター管内全体（計 8 カ所）では、検査、製造、供給体制に支障は生じていない。
- 有効期限の極端に短い診断用放射性医薬品について、道路亀裂等による交通渋滞により一部影響が生じているものの、配送が可能となった。（4/20 18:30）
- 日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会に対し、改めて熊本県内の加盟企業の状況確認を依頼したところ、現時点では医薬品・医療機器等の安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。（4/25 16:00）
- 本震後、熊本県内において、在宅酸素療法を取り扱っている 15 事業者を通して確認し、15 社全てから問題発生なしと連絡あり。（4/22 13:30）
- 内閣府から連絡を受けて、熊本県から要請のあった紙おむつ（乳児）20,000 枚、紙おむつ（大人）20,000 枚、女性用衛生用品 20,000 枚（ユニチャーム製）を日本衛生材料工業連合会に対して要請。4 月 16 日 24 時に日通の鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬送され、熊本県内の市町村に搬送。（4/18 6:00）
- 内閣府から連絡を受けて、熊本県から追加要請のあった紙おむつ（乳児）400 枚、紙おむつ（大人）500 枚、女性用衛生用品 6,400 枚に加え、プッシュ型支援として紙おむつ（乳児）40,000 枚（花王製）を日本衛生材料工業連合会に対して要請。4 月 17 日午前 2 時（プッシュ型分）及び午前 5 時（追加要請分）に佐賀県鳥栖市に搬送され、熊本県内の市町村に搬送。（4/18 6:00）さらに、4 月 28 日に追加で紙おむつ（大人）9,000 枚、紙おむつ（乳児）10,000 枚、液体石けん 30 箱、ウェットティッシュ 3,000 個を日本衛生材料工業連合会に対して要請。5 月 6 日までに指定搬入場所（福岡県久山町）に搬入され、熊本県内の市町村に搬送。（5/11 17:00）さらに、尿とりパッド 3,200 枚を日本衛生材料工業連合会に対して要請し、御船町役場に搬送。（5/11 17:00）
- 内閣府から連絡を受けて、ウジ虫用殺虫剤 1,000 本を日本防疫殺虫剤協会に要請。5 月 21 日までに指定搬入場所（福岡県久山町）に搬入され、熊本県内の市町村に搬送。（5/23 17:00）
- 日本 OTC 医薬品協会に対して、一般用医薬品等の配送を依頼。4 月 21 日以降、順次熊本県薬剤師会対策本部に配送。（4/25 17:00）

- 内閣府から連絡を受けて、プッシュ型支援として手指消毒液（2製品各10,000本）を関係企業に対して要請。4月21日午前中及び4月22日午後に指定搬入場所（福岡県久山町）に搬送され、熊本県内の市町村に発送済み。（4/22 20:00）さらに、4月28日に追加で手指消毒液（1製品5,000本）を関係企業に対して要請。4月29日に同指定搬入場所に搬入。（4/29 9:00）
- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ（大人）27,440個、歯ブラシ（子供）4,000個に追加し、義歯ケース3,000個、義歯ブラシ10,480個及びオーラルリンス7,900個を送付し、ニーズのある避難所へ配送。（4/26 15:00）

## 6 労働局における対応状況（8/1 8:00現在）

### ○ 熊本労働局管内の状況（8/1 8:00現在）

#### 労働基準監督署

- ・ 全6署中6署確認済で、人的被害なし
- ・ 全署開庁

#### 公共職業安定所

- ・ 全10所中10所確認済で、職員2名負傷
- ・ 4月20日から全所開庁

#### 労働局

- ・ 職員1名負傷
- ・ 庁舎については構造上特段の支障はない（書棚の倒壊等はある）
- ・ 熊本市東区東町にある「南町住宅」3、4、5、13棟について退去指示あり

### ○ 大分労働局管内の状況（8/1 8:00現在）

#### 労働基準監督署

- ・ 全5署中5署確認済で、人的被害なし
- ・ 全署開庁

#### 公共職業安定所

- ・ 全7所中7所確認済で、人的被害なし
- ・ 全所開庁

#### 労働局

- ・ 全部室確認済で、人的被害なし
- ・ 庁舎については構造上特段の支障はない（書棚の倒壊等はある）

### ○ 熊本労働局管内の相談対応等について

6月14日時点：地震関連の相談は、熊本労働局全体（熊本労働局、労働基準監督署、ハローワーク、総合労働相談コーナー）で、19,280件。

### ① 労働基準監督署の相談対応等について（7/23 17:00現在）

- ・ 7月22日時点：地震関連の相談は、熊本労働局管内1,535件（休業手当514件、労災関係91件、その他930件）、震災関連の労災請求状況392件。
- ・ 熊本労働局及び管下の全労働基準監督署に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償



等に関する震災関連相談窓口を開設した(4月26日)。

- ・震災に伴う事業主及び労働者向けの特例などをまとめた、リーフレットを作成し、周知に活用(4月28日)

② ハローワークの相談対応について(6/15 17:00 現在)

- ・4月16日(土)、17日(日)については、仕事に関する緊急の相談に対応するため、熊本労働局、ハローワーク熊本、上益城出張所、ハローワーク宇城において、電話受付や来所された方への対応を行った。

(16日、17日(週末)実績: 電話相談15件、来所者数なし)

加えて、4月16日(土)は、国と熊本県が連携して就業支援に取り組む施設である「くまジョブ」を、午前10時から午後5時まで開庁し、職業相談を実施した。

(16日実績: 電話相談8件、来所者数2人)

また、避難所を巡回するなどして、仕事に関する問合せに対応を行った。

(16日、17日(週末)実績: 巡回先7箇所、相談者数なし)

- ・熊本労働局及び管下の全ハローワークに事業主、労働者の相談に対応するため、震災関連相談窓口を設置(4月26日)。
- ・4月27日、28日に、経営・資金繰り、雇用維持等、中小企業の様々な相談に迅速に対応するため、関係機関と協力して相談会を実施(4月27日)
- ・震災に伴う事業主及び労働者向けの特例などをまとめた、リーフレットを作成し、周知に活用(4月28日)。
- ・GW期間中(4月29日~5月8日)の雇用調整助成金・雇用保険の特例に関する様々な相談に対応するため、休日期間中の電話特別相談窓口(096-371-8609(熊本公共職業安定所の代表電話))を設置(4月29日)。

【電話特別相談の対応状況(4月29日~5月8日)】

相談件数 合計914件(雇用保険関係489件、雇用調整助成金関係207件等)

- ・6月14日時点: 地震関連の相談は、熊本労働局職業安定部及び管内ハローワーク全体で、17,884件(雇用保険関係9,095件、雇用調整助成金関係5,056件、仕事関係2,343件、その他1,390件)。なお、5月14日(土)、15日(日)、21日(土)、22日(日)、28日(土)、29日(日)、6月4日(土)、5日(日)は、熊本所、上益城出張所、阿蘇所の3所を開庁。
- ・雇用調整助成金について、益城町商工会において、5月18日に説明会を実施したほか、4月26日から7月13日までに熊本県内で合計53回説明会を開催。
- ・最寄りのハローワークへの交通事情が悪い南阿蘇地域の高森町役場において、職業相談、雇用保険の手続き等を実施(5/27, 5/30, 6/8, 6/15, 6/22, 6/29)。また、益城町商工会においても職業相談、雇用保険の手続き等を6月1日と8日に実施。
- ・ハローワーク熊本、上益城及び阿蘇を土日に臨時開庁して対応してきたが、6月11日以降については、「くまジョブ」に集約し、毎週土曜日、職業相談、雇用保険や雇用調整助成金の相談に対応。

○ 平成28年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策

4月22日に以下の緊急雇用・労働対策をとりまとめ公表した。

- 1 被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援(雇用調整助成金の要件緩和)

- ① 経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない場合に、雇用の維持を図ることを目的として支給される雇用調整助成金について、通常事業活動縮小の確認を前年同期と直近3か月間との比較で行うところ、直近1か月に短縮する等の特例を実施（4月14日以降分について遡及適用可とする。）。

【雇用調整助成金の概要】

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練等により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用（休業手当、教育訓練の際の賃金等の一部）を助成する制度。

2 被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長

- ① 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する（4月22日告示）。

※ 労働保険料については、毎年6月1日から7月10日までの間に、事業主が申告・納付するもの。

3 被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応

- ① 本県、大分県の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を4月25日に設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施。

※ 「学生等震災特別相談窓口」については、文部科学省とともに、各都道府県教育委員会等に対し周知依頼の通知を発出（4月25日）。

- ② 文部科学省と連携し、採用選考時の柔軟な対応を主要経済団体へ要請（4月21日実施）。

4 被災した方や復旧作業を行う方の安全・健康

- ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品を、企業からの無償提供を受けて配布（順次実施）。（4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組等を配布、5月13日から追加で保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布。）
- ② 復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、特に注意いただきたい点を明示しつつ建設業関係団体に要請（4月21日）。
- ③ 倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため、作業現場の安全パトロールを行い、改善のために助言、注意喚起（4月25日～。5月27日までに597現場のパトロールを実施。）
- ④ 建設業労働災害防止協会の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした安全講習会を熊本労働局（5月29日）及び福岡労働局（5月30日）で開催。
- ⑤ メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に、被災者の支援情報を掲載した特設ページを開設（4/18～）。

- ⑥ 従前より実施している全国の産業保健総合支援センターでの相談受付に加え、被災者のメンタルヘルス・健康相談に対応するため、「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」（フリーダイヤル 0120-783-728）「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」（フリーダイヤル 0120-021-506）を開設（5/2～）。
- ⑦ がれき処理作業等に従事する作業者の石綿へのばく露の有無等を把握するため、がれき処理現場等における集積等作業中に発生する石綿の気中濃度の測定を実施（5/24～順次実施）
- ⑧ 被災した建築物等からの石綿の飛散のおそれが増大していることを踏まえ、労働局に対し、労働者等に対するばく露防止のための対策を通達（5/31）
- ⑨ 降水量の増える6月、7月に懸念される土砂崩壊による災害の防止のため、建設関係団体あて災害防止対策の徹底を要請するとともに、労働局に対し事業場等への指導の徹底を通達（6/1）
- ⑩ （公社）日本保安用品協会の協力により、復旧作業に携わる方を対象とした熱中症予防や防じんマスク装着方法等に関する講習会（無料）を開催（6/29）
- ⑪ 熊本県災害廃棄物処理実行計画の策定を受け、今後本格化すると考えられる建築物等の解体工事における労働災害防止対策の徹底を関係団体に対して要請（7/25）
- ⑫ 地方自治体が発注するがれき処理に関して、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係県に対して要請（7/25）

## 5 賃金など労働条件面の不安や疑問への対応

### 地震に伴い事業を休止する場合

- ① 休業する場合も公的支援も活用してできるだけ労働者の不利益にならないよう、休業手当等に関し、使用者が守るべき事項等について、労働基準法等に関するQ&Aを公表（4月22日）。
- ② 倒産等による未払賃金の立替払制度について広報するとともに、申請手続を簡略化（4月22日～）。

### ○ 労働安全衛生法に基づく検査証等の期限の延長

「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が5月2日に公布・施行され、労働安全衛生法に基づくボイラー検査証、労災保険給付請求等の期限について、平成28年9月30日までを限度として延長する等が可能となった。

### ○ 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

地震に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた、派遣労働に関するQ&Aを公表（4月28日）。

### ○ 雇用調整助成金の特例

・事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を4月22日に

公表。

- ・休業に係る助成率の引上げや対象者の拡大などの、特例措置を5月16日より実施。
- ・熊本地震発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする特例を6月1日より実施。

・支給上限日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に拡充（8月上旬施行予定）。

○ 経済団体への要請

- ・塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働大臣副大臣、三ツ林厚生労働大臣政務官が、それぞれ日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月13日）。
- ・生田職業安定局長が、九州経営者協会、九州経済同友会、九州経済連合会、九州商工会議所連合会、に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月16日）
- ・熊本労働局幹部が、熊本県経営者協会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月16日）
- ・南保大分労働局長が、大分県経営者協会、大分県中小企業団体中央会、大分経済同友会大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月17日、18日）
- ・江原鹿児島労働局長が、鹿児島県経営者協会、鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県商工会議所連合会、鹿児島県商工会連合会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月24日）
- ・元木宮崎労働局長が、宮崎県経営者協会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月25日）
- ・長崎労働局幹部が、長崎県経営者協会、長崎県中小企業団体中央会、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請（5月25日、27日）
- ・佐賀労働局幹部が、佐賀県経営者協会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会に対し、雇用調整助成金の特例措置等の周知を依頼（5月17日）

7 厚生局における対応状況 （8/1 8:00 現在）

○九州厚生局本局、管内8事務所（分室含む）及び麻薬取締部で人的被害なし

○熊本事務所の状況

- ・事務所の入居しているビルに一部損傷はあるものの構造安全性に問題なし（書棚の倒壊等あり）

- ・4/18 13:00より開庁

○大分事務所は特に被害なし

## 8 労働災害等への対応状況（7/13 17:00 現在）

- 76名（うち地震発生時によるもの34名、復旧工事によるもの42名）の労働災害の報告あり。
- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品を、企業からの無償提供を受けて配布（順次実施）。（4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等を配布、5月13日から追加で保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布。）
- 復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、特に注意いただきたい点を明示しつつ建設業関係団体に要請（4月21日）。
- 倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため、作業現場の安全パトロールを行い、改善のために助言、注意喚起（4月25日～5月27日までに597現場のパトロールを実施。）。
- 建設業労働災害防止協会の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした安全講習会を熊本労働局（5月29日）及び福岡労働局（5月30日）で開催。
- 復旧作業における熱中症予防対策
  - ・ 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ（電解質補給用品（飴）約19,000、同（粉末）約17,000）を無償提供（順次実施）。
  - ・ 復旧作業における熱中症を予防するため、上記安全パトロールにおいて、作業員へ注意喚起（4/25～）。
- がれき処理作業等に従事する作業員の石綿へのばく露の有無等を把握するため、がれき処理現場等における集積等作業中に発生する石綿の気中濃度の測定を実施（5/24～順次実施）
- 被災した建築物等からの石綿の飛散のおそれが増大していることを踏まえ、労働局に対し、労働者等に対するばく露防止のための対策を通達（5/31）
- 降水量の増える6月、7月に懸念される土砂崩壊による災害の防止のため、建設業関係団体あて災害防止対策の徹底を要請するとともに、労働局に対し事業場等への指導の徹底を通達（6/1）
- （公社）日本保安用品協会の協力により、復旧作業に携わる方を対象とした熱中症予防や防じんマスク装着方法等に関する講習会（無料）を開催（6/29）
- 熊本県災害廃棄物処理実行計画の策定を受け、今後本格化すると考えられる建築物等の解体工事における労働災害防止対策の徹底を関係団体に対して要請（7/25）
- 地方自治体が発注するがれき処理に関して、発注者として行うべき作業員の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係県に対して要請（7/25）

## 9 通知等の発出状況（5/19 19:00 現在）

### (1) 医療保険関係

- 4月15日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険

料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知。

- 4 月 15 日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡
- 4 月 15 日付 公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡
- 4 月 16 日付 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る患者を入院させることとなった等の理由により、入院基本料の減額を行わないことなど、診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を、厚生局、関係団体等に周知。
- 4 月 17 日付 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児に対する支援のポイント及び被災した子どもたちへの支援のポイントについて、都道府県等に連絡。
- 4 月 17 日付 児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えないことなどを都道府県等に連絡。
- 4 月 18 日付 処方せんがない場合でも、やむを得ない理由があり、医師との電話で処方内容が確認できる等の一定の条件を満たせば、保険調剤ができる旨や、被災地や医療機関に派遣したことで一時的に看護師等が不足し基準を満たせない場合その他の診療報酬の取扱いに関する事務連絡を、厚生局、関係団体等に発出。
- 4 月 19 日付 診療報酬等の審査支払業務に支障が生じている国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金の診療報酬審査委員会の定足数の特例等について、都道府県等に対し連絡。
- 4 月 20 日付 熊本県国保連合会及び国保中央会が必要に応じて医療機関等に対し被保険者の罹患情報を提供する事業を実施することについて、都道府県等に対し情報提供。
- 4 月 20 日付 転出証明ができない被災市町村からの転入者に対する国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者資格の取扱について、各都道府県及び後期高齢者医療広域連合宛てに連絡。
- 4 月 21 日付 医療機関における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。  
現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む 824 健保組合、九州に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合 8 組合（国保・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽは免除、健保組合・国保組合は当面猶予）
- 4 月 22 日付 一部負担金の支払い猶予が行われた熊本県内の市町村国保・後期高齢者医療の被保険者については、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除されるよう事務連絡を発出。
- 4 月 26 日付 医療機関、介護サービス事業所等における患者の一部負担・利用料の支払い猶予・免除についてのリーフレットを作成し、全国の都道府県及び関係団体に周知を依頼。

- 4月27日付 熊本地震による被災によって、診療録が滅失した場合等については、診療報酬の概算請求ができること及び請求方法等について事務連絡を发出。
- 4月28日付 熊本県内の保険医療機関又は保険薬局について、震災によるレセプトコンピュータの故障等で電子レセプト請求ができない場合、書面による請求も可能である旨を周知。
- 5月12日付 熊本地震による被災によって、診療録が滅失した場合等により概算請求が行われた場合における、保険者間の費用負担の按分方法等について事務連絡を发出。
- 6月14日付 避難等により本来の保険者による健診を受けることができない者の健診を、保険者間の調整で実施できることについて事務連絡を发出。
- 6月30日付 健康保険及び厚生年金保険における平成28年9月の標準報酬月額の時決定について、熊本地震を原因として4月以降の報酬が上昇したものの、8月までに元の水準に戻った被保険者には保険者算定を認めることとする通知を发出。
- 7月22日付 一部負担金の支払い猶予が行われた熊本県内の市町村国保・後期高齢者医療の被保険者について、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により一部負担金を免除される措置が、平成28年9月末まで延長される（同年10月以降は申請書が必要となる）旨、事務連絡を发出。また、医療機関、介護サービス事業所等における患者の一部負担・利用料の支払い猶予・免除についてのリーフレットを作成し、関係自治体・団体に周知を依頼。
- 7月22日付 医療機関における患者の一部負担の支払の猶予・免除の措置を平成28年9月末まで延長するとともに、10月1日以降は、一部負担の支払の免除等には保険者が発行する免除証明書等が必要になる旨及び医療機関を受診して保険診療を受ける場合には通常どおり被保険者証の提示が必要になる旨の通知を发出。
- 7月22日付 医療機関における患者の一部負担の支払の猶予・免除の措置を平成28年9月末まで延長するとともに、10月1日以降は、一部負担の支払の免除等には保険者が発行する免除証明書等が必要になる旨及び医療機関を受診して保険診療を受ける場合には通常どおり被保険者証の提示が必要になる旨の通知を发出。

(2) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 4月15日付で、熊本県（管内市町村も含む。）に対して、今般の地震により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知。また、都道府県等に対しても、熊本県宛发出文書について、周知要請。
- 4月17日付で、熊本県（管内市町村も含む。）及び全国の都道府県に対して、被災した要介護（支援）高齢者のサービス提供について、災害等による定員超過利用が認められること及び要支援高齢者を受け入れる場合には、ショートステイで対応できることについて、周知要請。
- 4月17日付で、熊本県及び熊本市、大分県及び大分市に対して、今般の地震により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における健康管理や

生活不活発病の予防のためのチラシ、家族支援ガイドなどを避難所等へ周知するよう依頼。

- 4月18日付で、全国の都道府県・市町村に対し、被災した方が介護保険サービス等を利用した際、被保険者証の提示等がなくても、サービスを利用することができることなどについて周知要請。
- 4月18日付で、介護報酬を受け取っている社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについて、東日本大震災時と同様、一定の要件の下で支出を認める特例について都道府県等に周知。
- 4月19日付で、介護サービス事業所から被災地に職員を派遣したことにより一時的に職員が不足する場合、人員基準等の柔軟な取扱いを可能とすることについて都道府県等に周知。
- 4月20日付で、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨都道府県等に周知。
- 4月20日付で、転出証明ができない被災市町村からの転入者に対する介護保険の被保険者資格の取扱いについて、各都道府県宛てに連絡。
- 4月22日付で、要援護者等への適切な支援とケアマネジメント等の取扱いについて都道府県等に周知。
- 4月22日付で、介護保険の利用料の支払い猶予が行われた熊本県内の市町村の被保険者については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除されるよう事務連絡を发出。
- 5月13日付で、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点等が積極的に整備されるよう、熊本県に対して事務連絡を发出。
- 5月13日付で、被災により入院した重度障害者等について、入院先を居宅とみなし、介護保険制度における訪問介護による生活に係る支援を行って差し支えないことを都道府県等に連絡。

### (3) 被災した要援護障害者等への対応について

- 4月14日付で、熊本県及び熊本市に対して、今般の地震により被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど)をお願いする旨を周知。
- また、4月15日付で、熊本県及び熊本市に対して、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知。
- 4月15日付で、被災した精神科病院等から措置入院者等を転院させる場合に、精神保健指定医の診察を省略できること等を都道府県等に連絡。
- 4月18日付で、地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について都道府県等に周知。
- 4月18日付で、熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う障害者(児)への相談支援の実施等について都道府県等に周知。
- 4月18日付で、災害により被災した障害者等への対応について各障害福祉関係団体に周知。
- 4月21日付で、障害福祉サービス等の利用料負担について、医療・介護と同様と



するよう自治体に要請。

- 4月22日付で、避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について都道府県等に周知。
- 4月22日付で、各都道府県等に対して、被災地で手話通訳者等が不足する場合に他地域からの派遣対応ができるよう、手話通訳者等の派遣及び派遣可能な手話通訳者の登録について協力を依頼。
- 4月22日付で、熊本県及び熊本市に対して、被災した視聴覚障害者等への情報伝達手段として、聴覚障害者用情報受信装置などの具体例を周知。
- 4月22日付で、一部負担金の支払い猶予が行われた市町村においては、利用者からの申請を待つことなく、免除されるよう事務連絡を发出。
- 4月25日付で、被災した方が障害福祉サービス等を利用する際、受給者証の提示がなくても、サービスの利用が可能であること等を都道府県等に連絡。
- 4月26日付で、被災されたストーマ保有者に対して、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会が行っている支援について、熊本県、熊本市に情報提供。
- 4月27日付で、旅館等への被災障害児者の受入れについて各障害福祉関係団体に周知。
- 4月28日付で、熊本県から熊本市に手話通訳者（士）を5月3日からの予定で応援派遣の要請あり。これを受け、熊本県・熊本市、聴覚障害者災害救援中央本部（熊本県聴覚障害者情報提供センター内）、長崎県聴覚障害者情報センター等と連携して、県外との派遣調整を始めるよう関係団体に要請。
- 4月28日付で、障害福祉サービス等報酬を受け取っている社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについて、一定の要件の下で支出を認める特例について都道府県等に周知。
- 5月13日付で、被災により入院した重度障害者等について、入院先を居宅とみなし、障害者総合支援法における居宅介護及び重度訪問介護による生活に係る支援を行って差し支えないことを都道府県等に連絡。

#### (4) 雇用保険等関係

- 4月14日の熊本県内全45市町村の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給できる特別措置を実施。
- 災害により受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合、認定日変更の取扱いを行うとともに、受給資格者からの事後の認定日変更の申し出を認めるなどの認定日変更の取扱いの弾力的運用を実施。
- これらの取組の周知を図るため、避難所への巡回相談を実施。  
(16日、17日（週末）実績：巡回先7箇所、ポスター、リーフレットを配布。)
- 4月22日付 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する。また、熊本県外に所在地のある事業場に対して、個々の事業主からの申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けられることについて、改めて周知。  
※労働保険料については、毎年6月1日から7月10日までの間に、事業主が申告・納付するもの。
- 激甚災害の指定（4月25日閣議決定、4月26日公布・施行）に伴い、災害により事業所が休止・廃止したため、休業を余儀なくされた方について、実際に離職していなくとも失業しているものとみなして雇用保険の失業給付を支給できる特例措

置を実施。

- 求職者支援制度において、災害により訓練受講者等が所定の指定来所日に安定所に来所できない場合、来所日変更の取扱いを行う等の弾力的運用を実施。

#### (5) 労災保険関係

- 4月15日付 今回の地震により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示
- 4月19日付 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合の取り扱い弾力化につき厚労省 HP 内震災特設ページに掲載
- 4月22日付 健康管理手帳を提示できない場合でもアフターケアの受診ができる旨の周知を行うことなど、都道府県労働局に指示
- 4月22日付 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限を一定期間延長する。また、熊本県外に所在地のある事業場に対して、個々の事業主からの申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けられることについて、改めて周知。  
※労働保険料については、毎年6月1日から7月10日までの間に、事業主が申告・納付するもの。
- 4月28日付 地震により診療録等を滅失又は棄損した労災診療費等を請求することが困難な労災指定医療機関について、特例的な請求を認める旨の周知を行うことなどを都道府県労働局に指示するとともに、本取扱いについて日本医師会あてに周知を依頼。
- 5月10日付 熊本地震に伴い、労働保険料の納期限の延長措置等を実施しているため、労災・適用徴収の各種取扱いに関する Q&A を公表。
- 5月19日付 熊本県内在住者の労災年金の定期報告書提出期限を6月30日から8月31日まで延長するよう告示。

#### (6) 労働条件関係

- 地震に伴い事業を休止する場合
  - ① 休業する場合も公的支援も活用してできるだけ労働者の不利益にならないよう、休業手当等に関し、使用者が守るべき事項等について、労働基準法等に関する Q&A を公表（4月22日）。
  - ② 倒産等による未払賃金の立替払制度について広報するとともに、申請手続を簡略化（4月22日～）。

#### (7) 消費生活協同組合関係

- 4月15日付で、共済事業を行う消費生活協同組合等に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

#### (8) 透析患者等関係

- 5月2日付で、全国の都道府県に対して、被災地からの透析患者の受入施設及び患者等の宿泊施設の確保及び受入に係る調整等についての協力依頼の廃止を通知。

(9) 健康管理支援関係

- 4月15日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項について情報提供。（※平成23年6月に発出した事務連絡を再周知）
- 熊本県からの要請を受け、全国の自治体に対し保健師派遣の可否を照会し、調整を実施。

(10) 被災した保育所等を利用する方等への対応について

- 4月17日付で、保育所等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した保育所等の復旧支援、保育所等による避難所等への支援、復旧が長期化する保育所等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼について、保育関係団体に連絡。
- 4月17日付で、児童館等における、被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て親子等に対する相談などの支援、開所できない放課後児童クラブがある場合には、自治体との連携により他の放課後児童クラブで臨時に受け入れるなどの支援の周知・依頼について、児童館等関係団体に連絡。
- 4月19日付で、都道府県、指定都市、中核市に対して、保育所等において支援職員の派遣が円滑に行うことができるよう人員基準等の柔軟な取扱いについて周知。
- 4月20日付で、都道府県、指定都市、中核市に対して、今般の地震により、保育所等を利用している方等について、被災し、保育料を負担することが困難な場合は、保育料の減免ができること、利用定員の弾力化ができることを管内市町村へ周知、助言等をお願いする旨を連絡。

(11) 被災者に対する児童扶養手当等の取り扱いについて

- 4月15日付けで、児童扶養手当について、住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和や新規申請者に対する添付書類の省略、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、被災した母子家庭等に対する償還期間の猶予、ショートステイ事業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応等について特段の配慮をお願いする旨を依頼。
- 4月18日付けで、特別児童扶養手当等について、住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた受給者への所得制限の緩和や受給資格者に対する添付書類の省略、災害により認定請求できない者に対する支給開始時期の弾力的な対応について、特段の配慮をお願いする旨を依頼。

(12) 年金関係

- 4月15日付 各市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うことができる旨を周知。
- 4月15日付 20歳前の障害基礎年金等の所得を理由とする支給停止の解除ができる取扱いを周知。
- 4月22日付 熊本県における厚生年金保険料等に関する納期限の延長措置を告示（平成28年厚生労働省告示第213号）。

- 5月13日付 熊本県における年金受給権者の現況届・生計維持確認届等に関する提出期限の延長措置を告示（平成28年厚生労働省告示第223号）。
- 6月30日付 健康保険及び厚生年金保険における平成28年9月の標準報酬月額の時給決定について、熊本地震を原因として4月以降の報酬が上昇したものの、8月までに元の水準に戻った被保険者には保険者算定を認めることとする通知を发出。

(13) 食品衛生関係

- 4月18日付 熊本県等、避難所設置県内の自治体（計14自治体）に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼する旨通知。
- 4月18日付 各検疫所長に対して、救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を省略する取り扱いを指示。

(14) 救急救命士関係

- 4月18日 今回の地震に係る医療活動の中で救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行う際の考え方を周知

(15) 被災した要援護者への対応について

- 4月17日付で、児童福祉施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を都道府県等に対して通知。関係団体に対しても、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼について連絡。
- 4月19日付けで、都道府県等に対して、児童福祉施設等において支援職員の派遣が円滑に行うことができるよう人員基準等の柔軟な取扱いについて周知。あわせて関係団体に対しても周知

(16) 被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

- 4月18日付けで都道府県等に対して、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、被災者から申し出があった場合には、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮を依頼。
- 4月27日付で、被災した妊産婦等の適切な生活環境確保のため、産婦人科医療機関の協力のもと、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて、妊産婦に対する情報提供を行うよう、熊本県及び熊本市に対して事務連絡を发出。同時に、熊本市・阿蘇市内の産婦人科医療機関に対して、電話にて個別に情報提供を実施。

(17) 平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害融資に関する証明書等の取扱いについて

- 災害融資の申込の際に必要な証明書等について、申込者等が災害により直接被害を受けたことが明らかであり、かつ、貸付時までには証明書等の提出が困難な場合は貸付後に証明書等を提出することを条件として、融資の申込ができることとするも

の。

(18) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の実施について

- 4月25日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（5月6日以降、順次受付開始）。

(19) 中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

- 株式会社日本政策金融公庫の災害融資について、特別の措置を講ずるための閣議決定（4月25日）がされたことについて、熊本県に対して関係団体等への周知を依頼。

(20) 医療関係職種の養成所・養成施設の運営等に係る取り扱いについて

- 5月27日付けで、被災した地域の養成所・養成施設において、十分な教育体制を整えることが困難な場合に必要最低限の教育体制を整えることや、地震の影響により実習施設の変更が必要な場合に実習施設変更時の承認申請時期を弾力的に取り扱うこととして差し支えないことについて事務連絡を発出。

(21) 避難所等で行われた診療に関する診療録の保存について

- 5月31日付けで、県又は市町村が設置した避難所等において全国から派遣された医師等により行われた診療に係る診療録は、当該避難所等を管轄する保健所において、当該保健所を設置する自治体の責任の下で保存することとして差し支えないことなどについて事務連絡を発出。

**10 関係団体への協力要請等（5/19 19:00 現在）**

○ 国立関係

国立障害者リハビリテーションセンター（所沢、函館、神戸、福岡、伊東、別府、秩父）及びのぞみの園に対し、被災者の受け入れ、職員の派遣等について、要請があった場合に対して、速やかに協力体制を整えるよう指示。

発達障害情報・支援センターが、熊本県内の避難所での配布用として、災害時の発達障害児・者支援に関する普及啓発資料を熊本県内の発達障害者支援センターに送付。

○ 関係団体

・ 日本医師会

避難所における支援やDMATと連携した必要な医療の確保等について協力依頼（4月15日）

都道府県に対し、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について柔軟な対応等をお願いすることを改めて周知したことについて、周知要請（4月15日）

医療関係団体等の参加を得て、被災者健康支援連絡協議会を開催。（4月18日、4月26日）

・ 病院団体

被災地における医師等の医療従事者確保についての派遣協力依頼（4月15日）

- ・ 日本歯科医師会  
被災地における必要な歯科医師等の歯科医療従事者確保についての派遣協力依頼（4月15日）
  - ・ 日本看護協会  
被災地における必要な看護師等の医療従事者確保についての派遣協力依頼（4月15日）
  - ・ 日本薬剤師会  
被災地における必要な薬剤師等の派遣協力の他、現地の薬剤師会との緊密な連携と、必要に応じた活動支援や医薬品供給等について要請（4月15日。4月16日に個々の避難所への対応等について重ねて要請）
  - ・ 日本栄養士会  
被災地における避難所等で必要な栄養・食生活支援について協力依頼（4月18日）
  - ・ 日本精神科病院協会、国立病院機構、全国自治体病院協議会  
DPATによる転院調整への協力を求めるとともに、転院による患者について定員を超過して受け入れる場合の取扱いについて周知。
  - ・ 関係団体（日本医薬品卸業連合会、日本製薬団体連合会、日本医療機器販売業協会、日本医療機器産業連合会、日本衛生材料工業連合会、日本産業・医療ガス協会）に対し、事務連絡（熊本県熊本地方を震源とする地震に対する医薬品、医療機器等の提供方について）を4月15日に発出し、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずるよう要請。
  - ・ 全国社会福祉協議会  
被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請。
  - ・ 全国社会福祉法人経営者協議会  
被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請。
  - ・ 全国身体障害者施設協議会  
被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請
  - ・ 日本知的障害者福祉協会  
被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請
- ※ 現在、熊本県知的障害者福祉協会においては近隣住民の避難対応支援中

・全国視聴覚障害者情報提供施設協会

被災状況等の把握に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣等について要請

※ 熊本県の視聴覚障害者情報提供施設に被害はなし。

※ 手話通訳等の派遣について、熊本県で調整できない場合を想定し、長崎県、宮崎県の情報提供施設に応援要請する可能性があることについて打診し、両県とも了解。

※ 手話通訳関係団体（全国手話通訳問題研究会、手話通訳士協会、全日本ろうあ連盟）で、長期支援体制構築に向けた対策本部を 18 日に立ち上げ現地入りの予定。

※ 全日本ろうあ連盟は、本地震に関する聴覚障害者関連の情報を専用 HP を開設し情報提供を開始。また、民報（キ一局・地域局）各局へ、特に緊急災害時放送について、「字幕」や「手話通訳」を挿入した放送の実施徹底を要望。

※ 日本盲人福祉委員会（日本盲人社会福祉施設協会）と日本盲人会連合が連携し現地対策本部を週明け設置し、盲学校、点字図書館等を中心に支援を行う。

・日本保育協会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、保育所等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した保育所等の復旧支援、保育所等による避難所等への支援、復旧が長期化する保育所等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼について、あらためて要請。

・全国社会福祉協議会全国保育協議会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、保育所等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した保育所等の復旧支援、保育所等による避難所等への支援、復旧が長期化する保育所等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼について、あらためて要請。

・全国私立保育園連盟

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、保育所等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した保育所等の復旧支援、保育所等による避難所等への支援、復旧が長期化する保育所等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼について、あらためて要請。

・児童健全育成推進財団

被災状況の把握に努めるとともに、利用児童の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て親子等に対する相談などの支援、開所できない放課後児童クラブがある場合には、自治体との連携により他の放課後児

童クラブで臨時に受け入れるなどの支援の周知・依頼について、あらためて要請。

- ・子育てひろば全国連絡協議会

被災状況の把握に努めるとともに、利用児童等の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て親子等に対する相談などの支援の周知・依頼について、あらためて要請。

- ・日本子ども子育て支援センター連絡協議会

4月17日付で、被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供、被災した子育て親子等に対する相談などの支援の周知・依頼について要請。

- ・公益財団法人全国里親会

被災状況の把握に努めるとともに、委託児童の安全確保、里親への支援等を要請

- ・全国児童養護施設協議会

被災状況の把握に努めるとともに、入所児童の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

- ・全国乳児福祉協議会

被災状況の把握に努めるとともに、入所児童の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

- ・全国児童自立支援施設協議会

被災状況の把握に努めるとともに、入所児童の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

- ・全国情緒障害児短期治療施設協議会

被災状況の把握に努めるとともに、入所児童の安全確保、スタッフ等の確保



等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

・全国自立援助ホーム協議会

被災状況の把握に努めるとともに、入居者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

・全国母子生活支援施設協議会

被災状況の把握に努めるとともに、利用世帯の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

・日本ファミリーホーム協議会

被災状況の把握に努めるとともに、委託児童の安全確保、養育者への支援等を要請

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼についてあらためて要請。

・全国婦人保護施設等連絡協議会

4月17日付で、児童福祉施設等における定員を超過した受入れによる支援や、被災した児童福祉施設等の復旧支援、児童福祉施設等による避難所等への支援、復旧が長期化する等や引き続き支援が必要となる方に対する継続した支援、物的・人的支援のための体制整備の周知・依頼。

・全国老人福祉施設協議会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

被災した要介護（支援）高齢者のサービス提供について、災害等による定員超過利用が認められること及び要支援高齢者を受け入れる場合には、ショートステイで対応できることについて、会員へ周知を要請

食料・水・日用品等物資を被災地施設に送付することを全国の会員へ依頼。

・全国老人保健施設協会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

被災した要介護（支援）高齢者のサービス提供について、災害等による定員超過利用が認められること及び要支援高齢者を受け入れる場合には、ショートステイで対応できることについて、会員へ周知を要請

・ 全国訪問看護事業協会

被災状況等の把握に努めるとともに、熊本県等の訪問看護ステーション協議会に対する支援を要請

・ JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）

現地の高齢者の介護予防等を支援するため、老健局担当者（1名を現地支援のために派遣）、JRAT事務局との連絡体制を構築し、必要に応じてリハビリテーション専門職を派遣する等のサポート体制を構築することとした。

・ 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

平成28年4月15日付で被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を文書で要請

現在、熊本県（健康福祉部薬務衛生課）では、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方などを対象に無料で受入れを進めており、8月1日現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の6県で814組2,346名の方を受入、本日以降の調整で8組23名の方の受入手続きを進める予定。

浴場組合については、4月16日（土）から、被災者の無料入浴支援を開始（8月1日現在9施設）

・ 株式会社日本政策金融公庫

中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請

災害融資の特別措置が閣議決定（4月25日）されたことを受け、同措置の実施について遺漏のないよう配慮を要請

被災中小企業の既往債務の負担軽減に係る対応及び貸付金の返済据置期間中の利子の支払いについての配慮を要請

熊本地震復旧等予備費使用の閣議決定（5月31日）を受け、「平成28年熊本地震特別貸付」の制度要綱等を制定し、6月1日からの実施について通知

・ 日本医薬品卸売業連合会、日本製薬団体連合会、日本医療機器販売業協会、日本医療機器産業連合会、日本衛生材料工業連合会、日本産業・医療ガス協会医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずるよう要請。

・ 日本認知症グループホーム協会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

※ 新潟県の社会福祉法人の職員を熊本県の認知症グループホームに派遣  
被災した要介護（支援）高齢者のサービス提供について、災害等による定員超過利用が認められること及び要支援高齢者を受け入れる場合には、ショートステイで対応できることについて、会員へ周知を要請

・ 全国グループホーム団体連合会

被災状況等の把握に努めるとともに、入所者の安全確保、スタッフ等の確保等の支援を要請

※ 福岡県の社会福祉法人の職員を熊本県の小規模多機能型居宅介護事業所に派遣  
被災した要介護（支援）高齢者のサービス提供について、災害等による定員超過利用が認められること及び要支援高齢者を受け入れる場合には、ショートステイで対応できることについて、会員へ周知を要請

・ 日本透析医会

日本透析医会に対し、被災地における人工透析医療の確保についての協力を依頼

・ 日本介護支援専門員協会

避難所に避難している者を含む、在宅の要介護者に対する支援のために、ケアマネジャーの派遣を要請。

※ 4月20日午前中、熊本県内の地域包括支援センターに対し、日本介護支援専門員協会会長、熊本県介護支援専門員協会会長、熊本県健康福祉部長寿社会局長連名による職員派遣依頼を発出し、日本介護支援専門員協会として、地域包括支援センターの意向を踏まえつつ、その活動を支援中。

4月28日、避難所等の支援ニーズに関する情報を集約し、ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援や、市町村による福祉避難所の増設等につなげるため、熊本県、厚生労働省現地対策本部、関係団体等による「職員派遣・支援調整協議会」を現地に設置することを決定。（第1回職員派遣・支援調整協議会を5月2日に県庁にて開催。）

同日、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会、日本介護福祉士会等の関係団体に対し、避難所等における障害者、高齢者等の要援護者に対する支援について協力を要請。

日本介護支援専門員協会は、熊本県と連携し、地域包括支援センターの活動を支援するため、避難所等の巡回、介護相談、介護保険手続きの支援等の活動を実施中。

日本介護福祉士会は、熊本県等と連携して、会員を益城町等に派遣し、避難所や福祉施設における介護が必要な方に対する支援活動を実施中。

福岡県介護支援専門員協会は、福岡県内のホテルに避難している高齢者に対し、ケアマネジャーによる介護相談等の支援を開始。

・ 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

避難所等での生活を余儀なくされている被災者に、必要な特殊ミルクが確実に行き届くよう特殊ミルクの安定供給に協力を依頼。

・ 母子衛生研究会

避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を依頼。

・ 社会福祉法人 中央共同募金会

被災地で支援活動を行う NPO 法人やボランティア団体等への支援金を募集中。

○ 独立行政法人 (7/27 10:00)

・ 労働者健康安全機構

熊本労災病院にて、被災患者等の受入（延べ 140 名）（八代市立病院からの転院 20 名を除く。）

熊本県からの県庁及び県内保健所等に設置される医療救護本部における本部活動等業務への要員の派遣要請に応じ、職員を派遣。

福岡県等からの要請に応じ、各地の労災病院（熊本、九州、長崎、香川、中国、和歌山、東北、山口、横浜）から延べ 11 隊の DMAT 派遣

日本看護協会等からの要請に応じ、熊本労災病院等から災害支援ナースを派遣。

防衛省からの要請に応じ、災害救援船「はくおう」に管理栄養士 1 名を派遣。

従前より実施している全国の産業保健総合支援センターでの相談受付に加え、被災者のメンタルヘルス・健康相談に対応するため、「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」（フリーダイヤル 0120-783-728）「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」（フリーダイヤル 0120-021-506）を 5 月 2 日から開設。

・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用促進住宅について、308 戸入居決定済（うち熊本県 299 戸）。

・ 勤労者退職金共済機構

災害救助法が適用された地域の共済契約者及び被共済者に対して、中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続や共済手帳の再発行手続の簡素化等の特例措置を実施

事業主等を通じて財形持家融資を受け、災害により返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置を実施（4 月 18 日）

・ 福祉医療機構

災害救助法の適用を受けた地域において、社会福祉施設、医療施設等に対する災害復旧費の融資、既に福祉医療貸付が行われている法人に対する返済猶予等を実施することとし、ホームページにて周知するとともに、融資先に対し個別に順次周知。

さらに、災害復旧費の融資について、融資率の引き上げや貸付利率の引き下げ等の更なる優遇措置を講じるとともに、既往債権の返済猶予が可能な期間を延長する等の特例措置を実施（6 月 1 日）

○ 所管法人

・九州ろうきん

預金通帳・証書・届出印を紛失した場合でも本人確認をした上で支払いを行う、被災した勤労者に対する災害復旧資金の融資を取扱う等の対応を実施  
今回の被災の影響により、住宅ローン等の返済が困難となった方に対する相談の実施

## 11 災害ボランティア等の活動状況（7/14 09:00 現在）

○ 全国社会福祉協議会等の対応

- ・熊本県社協及び大分県社協に職員を派遣し、各県社協とともにボランティアのニーズを調査（4月14日～16日）。
- ・避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO団体等に対してスタッフの派遣を要請（4月18日）。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。

○ 災害ボランティアセンターの設置に向けた対応

- ・熊本市社協において、一般市民や学生等による災害ボランティアセンターを4月16日から開設予定としていたが、16日未明に発生した地震の影響で、開設を延期。
- ・一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、災害ボランティアセンターを開設し、被災家屋の片付けや応急仮設住宅への転居の手伝い等を実施。

4月19日開設：【熊本県】宇土市(3,117名)、宇城市(4,119名)、  
菊池市(777名)

4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村(5,643名)【大分県】由布市(204名)

4月21日開設：【熊本県】益城町(29,733名)、山都町(265名)

4月22日開設：【熊本県】熊本市(35,922名)、美里町(194名)、大津町(2,959名)、合志市(796名)、菊陽町(1,795名)

4月24日開設：【熊本県】西原村(11,567名)

4月25日開設：【熊本県】甲佐町(732名)

4月26日開設：【熊本県】嘉島町(1,943名)、阿蘇市(729名)

4月29日開設：【熊本県】御船町(4,624名)

※（ ）内は7月30日までの延べ人数(累計105,119名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

○ 消費生活協同組合の対応

- ・日本生活協同組合連合会は会員生協と連携し、益城町等被災自治体の要請に基づき、被災者支援物資として、数万食の食料や飲料水、食器、紙おむつ、粉ミルク等の物資を提供。
- ・グリーンコープ連合は会員生協と連携し、食料や簡易風呂を提供。

- ・ 鹿児島大学生協等が、物資等を提供。
- 日本福祉用具供給協会の対応  
熊本県の要請を受けてベッドや紙おむつ等を避難所等に提供。
- 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会の対応  
「5 枚 1 組とした支援汎用ストーマ装具の緊急配布」「約 1 か月分のストーマ装具を無料提供」「相談窓口の設置」を実施。

以上

## 児童福祉施設等の被災状況(42報)

【平成28年8月1日8時現在】

	入所・通所の別	施設種別	施設数	確認済施設数	被害状況		避難を要した施設数	現在の状況
					人的被害	物的被害		
熊本県	入所	児童相談所	3	3	0	2	0	天窓にひび割れ
		児童養護施設	12	12	0	6	0	建物にひび、瓦の落下等 分園1箇所については、本園に避難中
		乳児院	3	3	0	1	0	建物にひび等
		母子生活支援施設	2	2	0	2	0	屋外階段にひび等
		ファミリーホーム	5	5	0	2	0	外壁にひび等
		情緒障害児短期治療施設	1	1	0	1	0	室内の壁にひび割れ
		児童自立支援施設	1	1	0	1	0	外壁、室内壁にひび、室内タイルはがれ
		自立援助ホーム	2	2	0	0	0	
		助産施設	4	4	0	4	1	壁にひび割れ、壁崩れ、鉄骨の落下、 1か所(熊本市立熊本市市民病院)が建物損壊のため県内外の医療機関に搬送済み
	通所	保育所等 (保育所563、認定こども園88、 小規模保育50、家庭的保育12、 事業所内保育9、 認可外保育施設141)	863	863	0	380	0	屋根・階段・壁にひび割れ、外内壁亀裂、 水道管破裂、窓ガラス割れ など
児童館等 (児童館49、放課後児童クラブ409、 地域子育て支援拠点120)		578	578	0	104	0	壁にひび割れ、天井に亀裂など	

※入所施設に人的被害なし。物的被害も軽微であり、運営に大きな支障なし。

## 児童福祉施設等の被災状況(42報)

【平成28年8月1日8時現在】

	入所・通所の別	施設種別	施設数	確認済施設数	被害状況		避難を要した施設数	現在の状況
					人的被害	物的被害		
大分県		児童相談所	2	2	0	0	0	
	入所	児童養護施設	9	9	0	4	0	建物に亀裂、タイルの剥がれ等
		乳児院	1	1	0	1	0	瓦の落下、園庭に亀裂
		母子生活支援施設	3	3	0	0	0	
		ファミリーホーム	12	12	0	0	0	
		情緒障害児短期治療施設	1	1	0	0	0	
		児童自立支援施設	1	1	0	0	0	
		自立援助ホーム	1	1	0	0	0	
		助産施設	2	2	0	0	0	
	通所	保育所等 (保育所166、認定こども園66、 小規模保育5、事業所内保育3、 認可外保育施設87)	327	327	0	8	0	天井・壁亀裂、玄関破損
		児童館等 (児童館35、放課後児童クラブ293、 地域子育て支援拠点66)	394	394	0	18	0	天井亀裂、レンガひさし亀裂 など

※入所施設に人的被害なし。物的被害も軽微であり、運営に大きな支障なし。